

老朽化した空き家の取壊し、撤去に補助金

《事業名：美波町老朽住宅解体費支援事業》

○どんな事業？

町民の安全・安心と住環境の改善及び良好な景観の促進を図ることを目的に住宅の所有者等が老朽化・廃屋化した（空き家）を解体するとき、その費用の一部を助成します。



○いくら助成があるの？

解体費 90 万円まではその額の 2/3（限度 60 万円）が補助金です。（国費 30 万円 町費 30 万円）

それ以上は個人負担となります。

- 例
- ①解体費 60 万円の場合（個人 20 万円 補助金 40 万円）
 - ②解体費 120 万円の場合（個人 60 万円 補助金 60 万円）

○いつから受付ですか？

平成 25 年 5 月 1 日から平成 25 年 12 月 20 日まで

○対象は何戸分ですか？

平成 25 年度は、試行期間としており 3 戸分が対象です。

町で建物を確認し、老朽度が高い建物を優先します。

なお、申し込みが多い場合は、平成 26 年度以降とさせていただきます。

○どんな家が対象となるの？

美波町内の空き家になって長年（概ね 10 年以上）放置されたままとなっている住宅が対象です。家財道具、倉庫、車庫等は対象外です。

具体的には、規定された基準に基づき構造の腐朽、不良度及び耐震性をチェックし、その点数が補助の対象点（100 点）以上となる住宅が対象となります。

注）職員が補助の対象となるか見せて頂きますので事前にご相談してください。外観で判断出来ない場合は、住宅の内部を見せて頂きます。

○施工業者についての規定がありますか？

美波町建設工事指名登録業者に工事を発注して頂きます。

○補助金を受けられる方は？

- ①空き家の所有者
- ②その他空家の所有者と同等と認める者
- ③町税等の滞納の無い方

○建物を解体すると固定資産税が上がるの？

住宅用地に対する課税標準の特例が適用されなくなることより、土地の固定資産税が上がる場合があります。詳しくは、役場税務課（☎ 77 - 3615）にお問い合わせください。

※町外に住んでいる知り合いの方や、親類の方にもお知らせください。

【お問い合わせ先】 役場総務企画課 ☎ 77 - 3611